

全浄連NEWS

全浄連ニュース

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会



Close Up Zenjohren News

令和4年度全浄連会員団体事務局長等会議開く

Topics

令和5年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業の公募開始

鳥取県で令和4年度浄化槽トップセミナー





目次

● 汚水処理施設の概成見据え“浄化槽ビジョン”策定へ（全浄連）	1
令和4年度会員団体事務局長等会議開く	
● 中・大型浄化槽の改修、交換に1/2補助（全浄連）	7
令和5年度脱炭素化推進事業を11月30日まで公募	
● パンフレット「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（全浄連）	8
● 公共浄化槽マニュアル、法定検査事例集公表へ（環境省）	12
令和4年度浄化槽行政担当者会議開く	
● 全国58団体のうち18団体が法定協議会（環境省）	14
改正浄化槽法に基づき全国調査	
● 令和3年度浄化槽設置基数は753万基（環境省）	18
● 鳥取市で令和4年度浄化槽トップセミナー（環境省）	20
平井県知事や石破茂議員など来賓多数	
● 令和4年浄化槽海外設置基数は5486基（JSA）	22
● 次期廃棄物処理施設整備計画案示す（環境省）	23
中・大型浄化槽1.8万基交換など目標	
● 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会「水環境保全助成事業」2023年度募集要項	24
● 令和5年「浄化槽設備士試験」実施案内（JECES）	26
● 令和5年度 浄化槽管理士講習・浄化槽設備士講習 および各種講習会のご案内（JECES）	27
● 全浄連・会務報告／全浄連関係機関・団体との会議等報告	30

汚水処理施設の概成見据え“浄化槽ビジョン”策定へ 令和4年度会員団体事務局長等会議開く

全浄連

(一社)全国浄化槽団体連合会は2月27・28日、東京・市ヶ谷のホテルグランドヒル市ヶ谷で令和4年度会員団体事務局長等会議を開催した。全浄連の各会員団体への情報伝達ならびに意見交換を目的とした会議で、浄化槽や汚水処理を取り巻く行政課題や全浄連の取り組み、関係団体からの情報提供などが行われた。また全浄連の上田勝朗会長からは、目前に迫る汚水処理施設の概成と、その後の予算制度の変更・打ち切りを見据え、令和5年度から新たな浄化槽ビジョン策定に着手する方針が示された。

初日の冒頭で上田勝朗会長は、「本日の会議は昭和57年から開催され、今年で40回目を迎える歴史ある会議。ここ数年間は新型コロナウイルス感染症によって中止されることもあったが、昨年度より再開できたことを非常に嬉しく思う。さて、まず初めに全浄連事務局について報告させていただくが、これまで9人体制であったところ、1人を環境省浄化槽推進室に出向させた。私からはさらなる成長をしていただくとともに、環境省においても活躍していただけるよう期待申し上げたい」と会議の趣旨説明



1日目会議の様子



上田勝朗会長

とともに近況報告を行った。

その上で、「汚水処理を取り巻く状況について、全国の汚水処理人口普及率は93%に達したが、いまだ930万人の方々の生活雑排水が未処理のまま放流されている。地域の特性を踏まえこの状況を早期に解決していくことが重要で、環境にも財政にも優しく、地震にも強い浄化槽の一層の整備推進とまちづくりが図られるよう会員の皆様と取り組んでまいりたい。具体的には単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、それから浄化槽システムの脱炭素化推進事業の継続、全国的な法定協議会の設置と都道府県および市町村との連携、防災トイレ浄化槽システムの設置と活用、浄化槽設備士研修会の実施など、美しい日本を守るため、これらの重要課題に積極的に取り組みたい。加えて浄化槽の普及促進に欠かせない一元的情報共有ネットワークの構築と、地理情報を付加した浄化槽台帳システムの整備も重要と考えている。こうした取り組みに当たっては、自民党浄化槽推進議員連盟や公明党浄化槽整備推進議員懇話会

に加盟する先生方、国や都道府県、市

町村、地方議会の皆様のご指導・ご理解を賜りながら、下水道とのベストミックスの中で、皆様と手を携えて幅広い要望活動を展開してまいります」と述べ、全浄連の事業運営に理解と協力を求めた。

令和8年度以降へ 浄化槽の意義整理が必要

この後は講演会が開かれ、環境省浄化槽推進室の沼田正樹室長が「浄化槽行政の最近の動向」、総務省準公営企業室の沖本佳祐課長補佐が「公営企業としての下水道事業の現状と課題」、環境省浄化槽推進室の志太健一室長補佐が「浄化槽事業を推進するための協議会、PFI事業」「令和5年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業」、常葉大学の小川浩名誉教授が「汚水処理事業10年概成に向けて」についてそれぞれ解説した。

このうち沼田室長の講演は、令和4年度時点における全国の浄化槽設置状況を取り上げ、いまだ360万基残る単独処理浄化槽の合併転換や、全国平均で45.7%（11条）と低迷する法定検査受検率の向上が現状の課題と説明した。これに対する方策としては、改正浄化槽法で規定された特定既存単独処理浄化槽への措置や、公共浄化槽事業の実施、浄化槽台帳の整備、法定協議会の設置などで、令和5年度予算で盛り込まれた循環型社会形成推進交付金の拡充メニューなどを活用しつつ、さらなる取り組みの加速化を訴えた。

一方、令和8年度に期限を迎える汚水処理施設の概成目標については、全国平均としては目標達成はほぼ確実とするも、浄化槽が主力となる中山間地域では依然として汚水処理施設の整備が遅れていることから、令和8年度以降も引き続き浄化槽整備を継続していくことが必要と述べた。ただしそれには従来の“水質保全”にとどまらない、浄化槽を整備することの意義について改めて整理することが必要で、持続可能な浄化槽システムの構築に資する脱炭素化、デ

ジタル技術の活用、国土強靱化などの取り組みと並行しつつ検討していくことが必要と説明した。

沖本課長補佐は、令和3年度地方公営企業の決算状況を示しながら、下水道事業が抱える課題を説明した。集合処理方式について

は、高度経済成長期に整備された施設が一斉に更新時期を迎えようとしているが、改築更新のための積み立てが不足し、基本となる使用料収入も人口減少によって減少傾向にあるなど極めて厳しい状況にある。

そのため総務省としては、浄化槽を含めた下水道事業を持続可能なものとするための取り組みを推進しており、講演では経営戦略の策定、公営企業会計の適用、広域化・共同化や最適化の推進、脱炭素化の推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）について取り上げた。

このうち広域化・共同化については、全国の公共・流域下水道の施設利用率が年々下がり続け、令和2年度時点で全国平均約6割程度まで落ち込んだことを踏まえ、「広域化によって接続先、接続元の双方がWin-Winになり得る」と説明。平成28年度の調査では、185団体・284事業が汚水処理施設を統廃合し、効果を検証した26団体において最高14.4億円、最低1700万円の接続効果が生まれているとした。



沼田正樹室長



沖本佳祐課長補佐

公共浄化槽事業の推進と BOO、BOT の新方式解説

志太室長補佐は、公共浄化槽事業について、事業の重要性とともに、令和4年度補正予算から可能となった新たなPFI方式である「BOT (Build-Operate-Transfer)」や「BOO (Build-Own-Operate)」を取り上げた。

従来のPFI事業は「BTO (Build-Transfer-Operate)」で行われており、民間事業者が浄化槽を整備 (Build) したあと所有権を市町村に移転 (Transfer) し、それを維持管理 (Operate) するというもので、BOTは民間事業者が浄化槽を整備 (Build) したあと維持管理 (Operate) を行い、事業終了後に所有権を市町村に移転 (Transfer)、BOOは民間事業者が浄化槽を整備 (Build) し、所有権を移転せずそのまま維持管理 (Own Operate) する方式になる。BTOが民設公営とすれば、BOTやBOOは民設民営とも言い換えられる。

汚水処理方式では通常はBTOが一般的で、BOTやBOOはあまり例がない。しかしながら浄化槽では、設置から維持管理まで一体的なサービスの提供が可能になるなどのメリットが考えられ、志太室長補佐はBOO方式で想定する事業スキーム (枠組み) などとともに、法定協議会の活用や、新たに取りまとめるPFI事業活用のためのマニュアル整備等を通じて公共浄化槽事業を今後も推進していく考えを示した。



志太健一室長補佐

また浄化槽システムの脱炭素化推進事業では、もともと令和5年度からは費用対効果などの要件の引き上げが予定されて

いたが、令和4年度は世界的な半導体不足など事業実施が困難な状況があったことから引き上げは行わず、要件および対象事業ともに令和4年度と同条件で実施すると説明した。

改めて温室効果ガスに係る政府の2030年度46%削減目標に向け、①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換③同時に行う再生可能エネルギー設備の導入支援——の3事業について1/2補助を実施することとした。

汚水処理事業の持続性確保へ 提言4項目

小川名誉教授は、令和8年度に期限を迎える汚水処理事業10年概成を見据え、浄化槽で必要とされる取り組みを説明し



小川浩名誉教授

た。概成とは「おおむね整備を完了させる」ことで、国土交通省、農林水産省、環境省では汚水処理人口普及率95%を目安としている。全国平均であるため達成は十分可能と見られているが、小川名誉教授はそれとは別に、人口減少、老朽化、財政難、災害の激甚化というインフラを取り巻く4つの課題を問題として挙げた。集合処理方式の中でも特に公共下水道事業等は他会計繰入金の割合も高く、全国では集合処理から個別処理への見直しも進んでいると一部事例を紹介した。

しかし切替先の浄化槽にも単独処理浄化槽の合併転換という課題があり、小川名誉教授は「現状の転換ペースでは30年後においても全国で約130万基が残存することになる。転換促進策



1日目全景

が急務」と指摘。改正浄化槽法で規定された特定既存単独処理浄化槽に係る措置や、共同浄化槽の活用にも触れつつ、今後必要とされる汚水処理事業における取り組みについて①未整備集合処理区域の一部を個別処理に変更することも視野に入れる②合併転換に係る理解促進③合併転換に係る手法の検討④下水道エリア内の単独槽は接続を促進する——とまとめ、提案した。

全浄連の“浄化槽ビジョン” 策定へ協力要請

講演後は午後5時から懇親会が開かれ、多くの会員とともに関係省、関係団体からも多数の来賓が出席した。

冒頭で上田会長は、「新年度に向けて新たな浄化槽のビジョンをまとめたいと考えている。環境省がまとめた現行の“浄化槽ビジョン”は平成19年であり、そろそろ新たなビジョンを持って事業計画を立てていくべきではないか。組織にはビジョンが必要であり、毎年度ごとの計画と、5年後、10年後の中長期的な

目標、そしてそれを毎年見直すというプロセスが必要と私は考えている。そのためには全浄連だけでなく、本日お越しの浄化槽システム協会、日本環境整備教育センターの皆様のご意見もいただきながら、浄化槽はどういう役割を担うべきか、業界はどうあるべきかというビジョンを考えてまいりたい。地域ごとに異なる課題を持ち寄りながら、47都道府県の総力を持って来年度の1年間、きちっとしたものを出してまいりたい。環境省、国交省、総務省、農水省の皆様方とも情報交換をしながら浄化槽、生活排水処理というものについて考えていけたら」と協力を求めた。



懇親会で挨拶する上田勝朗会長



乾杯の挨拶をする由田秀人理事長

また環境省の沼田正樹浄化槽推進室長は、「日頃より浄化槽行政に協力いただき、改めて感謝申し上げます。浄化槽の現場の声を聞きながら施策や予算に反映していくというプロセスが大切だと考えており、今後も依頼があれば日本全国を回ってまいりたい。何かあれば当室まで寄せていただければ」と挨拶した。

乾杯の発声には(公財)日本環境整備教育センターの由田秀人理事長が立ち、「上田会長よりビジョンが大切というお話があった。業界の皆様が地域のリーダーとなって、今後の浄化槽の世界が切り開かれることを期待申し上げます」と述べ、杯を掲げた。

浄化槽台帳「Z-Join」や 防災トイレシステム

会議の2日目は事業報告等が行われ、全浄連事務局が「浄化槽情報基盤整備事業」、東洋大学都市環境デザイン学科の山崎宏史教授が「防災トイレ浄化槽システムの提案」、(公社)徳島県環境技術センターの杵保恭章専務理事が「徳島県の協議会の取り組み」、(公社)福島県浄化槽協会の棚木康仁総務課長が「令和5年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業」について説明した。

浄化槽情報基盤整備事業は、全浄連がサービス展開する地方公共団体向け浄化槽台帳システム「Z-Join」に関するもので、まず導入実績について令和4年度は5県17市町村、過年

度と令和5年度の導入見込みを合わせ約50の地方公共団体で導入見込みであることを報告した。

また改めて同システムの概要やメリットなどを説明しつつ、令和5年度の機能拡張として、清掃業者や保守点検業者の維持管理報告を電子化し、LGWANという一般ネットワークから切り離された総合行政ネットワークにおいてもオンライン報告を可能とする仕組みを構築予定であると説明した。これは政府のDXにも沿う取り組みで、改めて会員らの協力を求めた。

防災トイレ浄化槽システムの提案は、全浄連が提唱する災害時のトイレ対策に関するもの。

災害が発生し、インフラ等が損壊した場合は仮設トイレや携帯トイレが必要になるが、それとは別に平時から使われているトイレが通常どおり使用できることが望ましい。浄化槽は災害に強い特徴を持ち、配管等の機能が損なわれておらず、トイレ用水が確保できれば既設トイレがそのまま使用できる可能性が高い。

山崎教授は、災害発生初期は汚物排除が最優先の課題であることを説明しつつ、当初は浄化槽を汚物貯留として使用し、電源などの復旧が進むにつれてブロワ等を稼働させ、処理能力を発揮させていくという基本的考えを示した。

その上で太陽光発電システムによる電気の確保、井戸水やプール等によるトイレ洗浄水の確保、貯留汚泥を少なく保つ平時の維持管理などについても検討しつつ、単独処理浄化槽の合併転換と絡めて災害時のトイレ対策、浄化槽の普及促進を図っていく必要性を訴えた。



山崎宏史教授

会員団体における 法定協議会や脱炭素事業を報告

徳島県の協議会の取り組みは、改正浄化槽法で規定された法定協議会によるもので、空保専務理事は令和2年8月の設立後、すでに6回の会合を重ねてきたと説明した。構成員は徳島県、県内市町村、(公社)徳島県環境技術センターなどの業界団体等で、「普及・転換の促進部会」「浄化槽台帳整備部会」「災害時の連携ルールづくり部会」「維持管理の向上部会」「市町村設置型浄化槽整備の推進部会」の5部会で個別テーマの検討を進めている。

内容は維持管理費補助や転換経費の融資補

助、地上設置型浄化槽の開発、浄化槽台帳システムにおける管理・運営体制や個人情報、情報収集に関する検討、台帳



空保恭章専務理事

に基づく適正な維持管理の実施、災害時におけるし尿処理体制の確保など幅広く、具体的な成果、今後の課題や要望項目などについても言及した。

脱炭素化推進事業は、福島県の事例に基づき、事業の申請から交付に至るまでの流れについて説明があった。事業の目的は浄化槽分野における温室効果ガスの排出削減だが、顧客(浄化槽管理者)においても老朽化した浄化槽の更新が可能というメリットがあり、業界の不作為によりユーザーが不利益を被ることのないよう、まず説明責任を果たすことが必要と訴えた。また要件を満たしていれば申請から交付までのハードルも低く、福島県で実施している案内文書の送付、申請や要件に関する相談等の取り組み等についても説明した。

その後、質疑応答の後、全2日間の日程を終えた。



棚木康仁総務課長



2日目会議の様子

中・大型浄化槽の改修、交換に1/2補助

令和5年度脱炭素化推進事業を11月30日まで公募

全浄連

(一社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)は11月30日まで、環境省「令和5年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業」の対象事業の公募を開始した。同事業は30人槽以上の中・大型浄化槽の機器交換、あるいは本体交換に1/2補助を行うもので、エネルギー効率に優れた高効率機器の導入や、老朽化した浄化槽を最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、浄化槽分野における温室効果ガス排出削減を図ることが目的。昨年度に引き続き、同時に行う再生可能エネルギー設備の導入も補助対象で、費用の按分も可能という極めて投資効果の高い補助事業となっている。

補助対象となる事業は具体的に、30人槽以上の既設合併処理浄化槽について、①高効率ブロウおよびブロウの稼働時間を削減可能なタイマーやインバーター装置の導入によって二酸化炭素排出量を20%以上削減する事業(=機器改修事業)②槽本体を先進的な省エネ型浄化槽へ交換することによって二酸化炭素排出量を46%以上削減できる事業(=本体交換事業)③機器改修事業または本体交換事業と同時に再生可能エネルギー設備(太陽光発電や蓄電池等)を導入する浄化槽システムの脱炭素化に資する事業——となる。

補助対象者は地方公共団体、民間企業、学校法人や医療法人、団体などと幅広い。

また再生可能エネルギー設備の導入は令和4年度から対象に加わった新たな事業だが、再生可能エネルギー設備の導入によって削減した二酸化炭素排出量も省エネ改修事業の20%要件、本体交換事業の46%要件から差し引くことが可能なほか、例えば建物の使用電力をまかなう太陽光発電システムのうち、浄化槽

での使用相当分の費用を按分して補助を受けることも可能となっている。

一方、補助対象となる事業費は一定の基準が設けられており、機器改修事業の場合で二酸化炭素排出削減量1tあたり事業費8万円、本体交換事業の場合で同事業費10万円となっている。これによって二酸化炭素排出削減に寄与しない付帯工事の経費がかさむ場合など、事業費に対して二酸化炭素排出削減量が少ない場合は、総事業費に対する1/2補助でなく、基準額に対する1/2補助が適用される。

加えて太陽光発電システムは、あくまで浄化槽の脱炭素化に資することが目的で、売電を行う場合や、浄化槽の消費電力を超過した発電設備は対象外。

浄化槽所有者において二酸化炭素排出削減量や基準額、対象設備の判断が難しい場合は全浄連、または各都道府県ごとの受付団体が相談を受け付ける。詳しくは全浄連ホームページ(<https://www.zenjohren.or.jp>)に掲載する公募要領記載の連絡先まで。

令和5年度



環境省

二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)

節電対策

補助金を利用した浄化槽機器の節電対策で、電気料金を節約しましょう!

脱炭素化

地球温暖化対策のために浄化槽の機器を見直して二酸化炭素排出量の削減に取り組みましょう!

事業実施に必要な経費

1
—
2

を補助

公募期間：令和5年4月公募開始日～11月30日

執行団体 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

次の各事業が補助対象となります。

但し(3)の事業は、(1)又は(2)の事業と併せて実施する場合にのみ対象となります。

(1) 最新型の高効率機器への改修事業

- 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロワやポンプ等の電動機器を、最新型の高効率機器に入れ替えるほか、運転時間を効率的に削減するなどして、年間消費電力量(CO2排出量)を**20%以上**削減する改修事業



(2) 先進的省エネ型浄化槽への交換事業



- 30人槽以上の既設合併処理浄化槽から最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、年間消費電力量(CO2排出量)を**46%以上**削減する交換事業
- 処理対象人員を減らして浄化槽を小型化することによって消費電力を削減することも対象になるので、学校など児童・生徒数が減少している施設などは特に有効



(3) 再生可能エネルギー設備の導入事業

- 上記(1)又は(2)の事業と併せて実施する再生可能エネルギー(太陽光発電など)の導入事業
- 再生可能エネルギー設備は(1)又は(2)の事業により改修又は交換した浄化槽で必要とされる電力量を賄うもので、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費することが可能なものであること。
- その他導入のための要件が定められていますので、詳細は(一社)全国浄化槽団体連合会にお問い合わせ下さい。



申請者の要件

※下記に該当し、全ての必要書類を提出できる浄化槽所有者が対象となります。

- ・民間企業（個人事業主を含む）
- ・独立行政法人（国立大学法人、公立大学法人を含む）
- ・一般社団法人、一般財団法人（公益法人を含む）
- ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ・地方自治法第260条の2第1項に基づき認可を受けた地縁による団体
- ・集合住宅・住宅団地等の自治会・管理組合など（任意団体を含む）
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人など
- ・法律により直接設立された法人
- ・過去に交付規程に違反したことがない者
- ・その他環境大臣の承認を経て全浄連が認める者



補助事業を検討するにあたっての注意点

- ・この補助事業は、申請者（補助事業者）が今後も浄化槽を使用していく上で発生する消費電力を削減することによって、二酸化炭素の排出量を抑制することを目的としています。
補助金を利用して更新した機器等には、一定期間勝手に処分できないなどの制限があるので、数年以内に浄化槽（建物を含む）の譲渡や売却あるいは取壊しなどが予想される場合には、特に慎重に検討してください。
- ・本補助金は単年度予算で実施されるものであり、複数年度にわたる事業計画については対象外となります。
- ・補助金の交付決定を受ける前に行われた物品の購入や契約を交わした経費等については補助金の交付対象とはなりません。
- ・(1)事業と(2)事業の併願はできません。但し(3)事業については(1)事業あるいは(2)事業と併願での申請となります。
- ・平成29年度から令和4年度に実施された二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金によって既に機器類の更新を行った浄化槽については、本補助金を利用して浄化槽本体の入替え更新を行うことはできません。

補助事業者の責務

補助金の交付決定を受けた申請者は「補助事業者」として、補助金の対象事業として認められた「補助事業」を円滑に実施する責務を負う。（交付規程第8条の9）

- 補助事業の実施に当たっては、各種法令、規則を遵守し、適正に事業を実施することが求められるほか、下記のような責務が発生します。
- ・補助事業完了日の属する年度の終了後3年間、事業報告書を提出しなければならない。（年1回計3回、交付規程第16条）
- ・補助事業により取得した財産について取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に浄化槽システムの脱炭素化推進事業で取得したものである旨を明示すること。（交付規程第8条の13、様式第10）
- ・単価50万円以上の取得財産には、15年間の処分制限が発生する。（交付規程第8条の14）
- ・補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者）から調査の要請があった場合は、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。（交付規程第8条の17）

補助事業の申請について



1. 必要書類

(一社)全国浄化槽団体連合会のホームページより、申請書類の様式をダウンロードしてご使用ください。

(1)事業、(2)事業、(3)事業それぞれの事業で、必要な書類が一部異なるので注意のこと

2. 募集期間

令和5年4月公募開始日～令和5年11月30日必着

(各都道府県受付団体にて受理されること)

3. 申請方法

各都道府県の受付団体にファイル綴じにした正本・副本各1部を提出

さらに上記ファイルとは別にデータをメールにて提出

(各都道府県の受付団体は(一社)全国浄化槽団体連合会のホームページで確認のこと)

4. 申請時の注意事項

1) 申請は対象となる浄化槽1基ごとに行う必要があります。同じ申請者が複数の施設を申請する場合も同様です。

2) 過去に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を利用して機器の更新を行い、本年度に同一浄化槽の別の機器について申請しようとする場合には、あらかじめ申請書にその旨を記載する必要があります。

3) 法人・団体による申請については代表者名で行う必要があります。代表者によらずに申請を行う場合は、その者に決裁権があることを示す書類(社内規則等)を添付するか、代表者による委任状を添付してください。

執行団体：一般社団法人全国浄化槽団体連合会

<https://www.zenjohren.or.jp>



TEL : 03 - 3267 - 9757

FAX : 03 - 3267 - 9789

MAIL : inquirydcb@zenjohren.or.jp

2023年4月

公共浄化槽マニュアル、法定検査事例集公表へ

令和4年度浄化槽行政担当者会議開く

環境省

令和4年度全国浄化槽行政担当者会議が2月22日、WEB会議システムにより開催された。全国都道府県等の担当者を対象に、令和4年度補正予算や同5年度予算の概要、改正浄化槽法で定められた公共浄化槽や協議会、浄化槽台帳の整備、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の取組状況などについて説明があった。この中で公共浄化槽、法定検査については新たなマニュアル、事例集を公表予定とした。

冒頭で浄化槽推進室の沼田正樹室長は、「令和元年に浄化槽法が改正されたが、その目的は単独処理浄化槽の合併転換や、法定検査の受検など、浄化槽をいかに適正に普及させていくかという点にあったと理解している。現状の取り組みは一部では成果が見られる一方、進捗が十分でない点もあり、例えば浄化槽台帳は全都道府県で整備されているが、そこにどういったデータを入力し、どう活用を図っていくかという点についてはまだ発展途上にある。課題解決には行政と事業者の連携が欠かせず、引き続き皆様のご理解、ご協力を賜りたい」と求めた。

この後は浄化槽推進室から「交付金・補助金の積極的な活用」「公共浄化槽整備・運営マニュアル」「協議会の取り組み事例」「法定検査受検率向上に向けた取り組み事例集」について説明があった。

維持管理費補助、 脱炭素事業等の活用要請

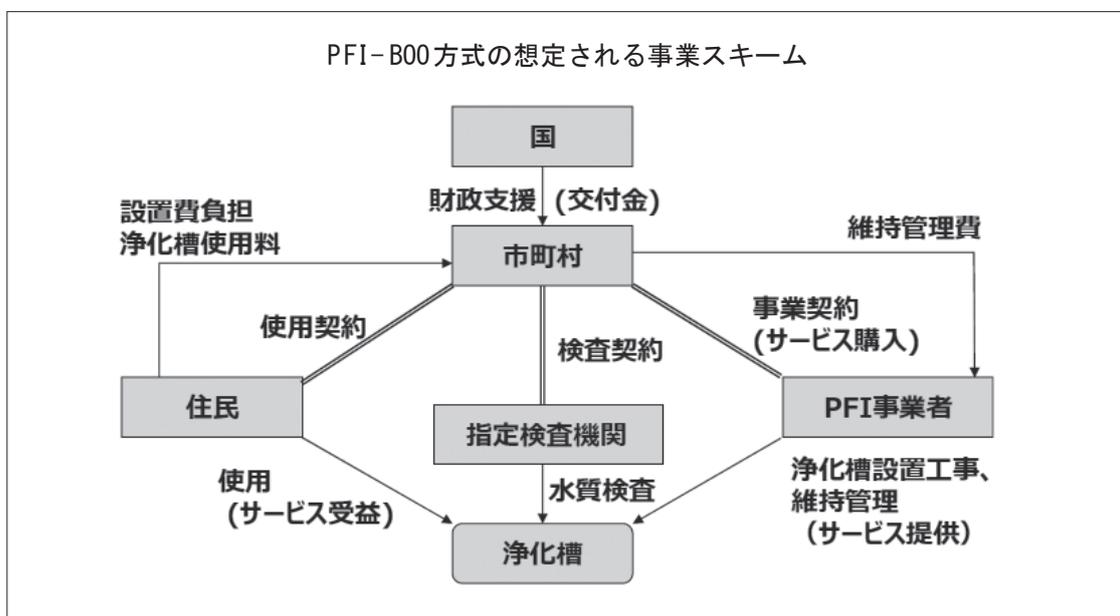
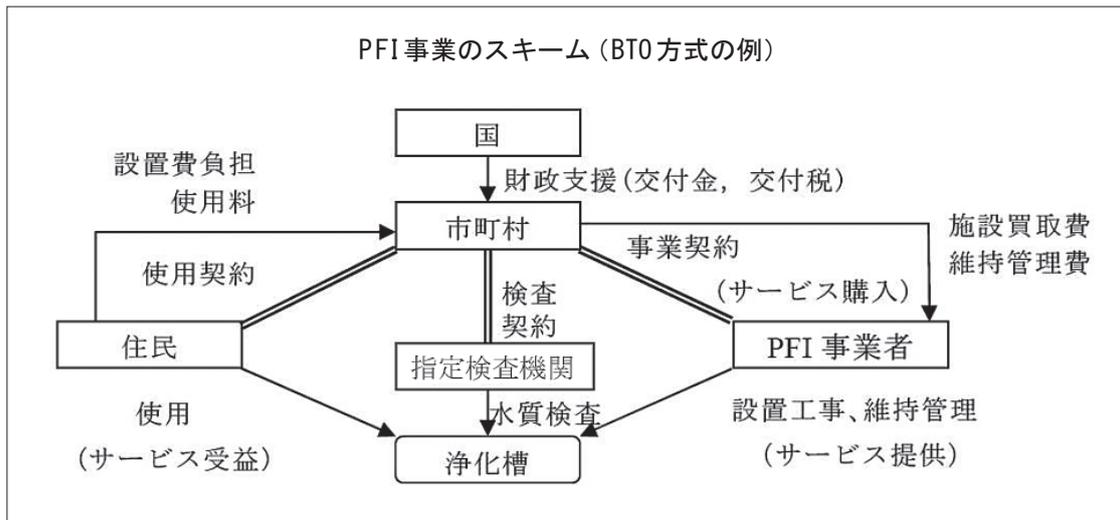
このうち交付金・補助金は、令和4年度補正予算と同5年度予算に関するもので、新たな

循環型社会形成推進交付金のメニューとして「汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）」を紹介した。交付率1/2の事業としては他に「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」があるが、同事業が計画的な単独処理浄化槽の合併転換を盛り込む必要があるのに対し、新たな加速化事業では令和8年度の汚水処理施設概成目標の達成のため、「従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速する」ことが要件であり、より使いやすい事業となっている。

また公共浄化槽事業では「少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業」が創設され、浄化槽の維持管理費を直接補助するメニューが創設された。

平成29年度から要件を緩和しつつ実施し続けてきた「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」は、令和5年度も18億円を計上するも、一部の事業者が積極的に活用するにとどまるなど、業界全体としての取り組みが消極的なことから改めて活用を求めるとともに、自治体所有の浄化槽においても多数が対象となり得ることから「都道府県・市町村の浄化槽担当部署から、浄化槽が設置されている各施設の部署に広く周知・説明し、積極的な活用を図りたい」と求めた。

またその他の説明では、公共浄化槽事業に関して取り組み効果や新たなB00、B0T方式（民設民営方式）について説明するとともに、「公共浄化槽整備・運営マニュアル（令和4年度改訂版）」の公表や、モデル事業の実施予定、協議会の重要性と取り組み事例、「浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例集（第2版）」の公表とポイントなどを説明した。



全浄連「Z-Join」の活用事例など報告

この後は報告・発表に移り、埼玉県水環境課が「浄化槽台帳システムの整備・活用事例」、浄化槽推進室が「特定既存単独処理浄化槽の措置の推進」、「循環型社会形成推進交付金の連絡事項」について報告した。

このうち浄化槽台帳システムは、令和元年度の改正浄化槽法から都道府県に整備が義務づけられたが、最も重要な台帳の更新の仕組みがいまだ不十分なものとなっている。更新

が行わなければ実態把握も指導も行えず、埼玉県ではこうした問題意識から台帳整備に取り組んだ。令和2年7月に設置した「埼玉県浄化槽処理適正処理促進協議会」において細部を詰め、(一社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)の「Z-Join」などを活用し台帳構築を進めた。会議ではこの経緯と、今後の課題などを報告した。

説明後は質疑応答が行われ、全体を通じて循環型社会形成推進交付金の各事業における要件、浄化槽台帳システムで用いる地図データ、特定既存単独処理浄化槽の措置の推進に向けた普及啓発などが取り上げられた。

全国58団体のうち18団体が法定協議会

改正浄化槽法に基づき全国調査

環境省

環境省はこのほど、全国の自治体を対象にした調査で、浄化槽に関する協議会等の整備状況を取りまとめた。複数の自治体が参画するものを含み全国で58団体が組織されており（令和4年7月時点）、このうち改正浄化槽法で規定する法定協議会は18団体だった。活動内容については、法定協議会は浄化槽の適正な普及に向けた関係者間連携を主とするものが多く、非法定協議会は維持管理一括契約や補助金申請の受付、点検や採水業務の実施、講習会等の普及啓発など、地域ごとにさまざまな形態で存在していることが分かった。

令和元年度に改正し、同2年度から施行された改正浄化槽法では「地方公共団体は、浄化槽の設置および管理に関して必要な協議を行うための協議会を組織することができる」と定められている。

いわゆる“できる規定”で義務ではないが、浄化槽で喫緊の課題とされる単独処理浄化槽の合併転換、法定検査受検率の向上、浄化槽台帳システムの整備には、都道府県、自治体、事業者、地域住民の連携および理解・協力が必要で、今後の浄化槽行政の推進に当たってはもはや必須の取り組みとなっている。

そのため施行から約3年が経過し、法定協議会を新たに立ち上げる、あるいは従来の非法定協議会の活動を拡充するなどして法定協議会に格上げするケースも増えてきた。

このうち法定協議会について、都道府県として設置しているのは栃木県、埼玉県、山梨県、愛知県、滋賀県、鳥取県、広島県、徳島県、福岡県の9県。埼玉県では協議会の下に作業部会を設置し、浄化槽維持管理情報の収集等の体制整備と、関係者連携による単独処理浄化槽の合

併転換や法定検査受検率向上に向けた取り組みを行っているという。

愛知県では、施工や保守点検、清掃、指定検査機関の団体と名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市が連携し、浄化槽の適正な維持管理、特定既存単独処理浄化槽の合併転換、浄化槽台帳システム情報の精査や共有・活用に向けた検討を進めている。また県下の一宮市は別途法定協議会を立ち上げており、市議会議員を含めて浄化槽管理者に対する支援、適正な維持管理の実施、浄化槽台帳などについて検討を行っている。

滋賀県も浄化槽台帳の整備、適正な維持管理の実施に向け、県および全市町、指定検査機関、業界団体が連携しているが、浄化槽台帳についてはロードマップの策定に取り組んでいる。

鳥取県は有識者、指定検査機関、鳥取県浄化槽協会、浄化槽管理者、市町職員が参加し、それぞれの課題ごとに部会を設置し、浄化槽管理者等への支援、適正な維持管理の実施、単独処理浄化槽の合併転換、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽関係者の技術力向上に取り組んでいる。

徳島県は市町村、指定検査機関、業界団体、PFI事業を実施するSPCなどが参加し、単独処理浄化槽の合併転換、浄化槽台帳作成に向けた情報収集の方策、適正な維持管理の実施などについて部会を設置し、鳥取県と同様に専門的な検討を進めている。

いずれの協議会も単独処理浄化槽の合併転換、浄化槽台帳の整備、行政や業界等の連携という活動は取り込んでおり、環境省も「協議会の果たす役割は重要」とさらなる横展開と、活動に期待を述べている。

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	種別	協議会の目的
北海道	北見市	北見市合併処理浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進
	秩父別町	秩父別町合併処理浄化槽設置整備促進協議会	法定協議会	浄化槽の適正な保守管理を推進
	鷹栖町	鷹栖町合併処理浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の正しい使用方法並びに維持管理の啓発活動と水質浄化に取組み、地域の生活環境の向上を図ることを目的とする。
	比布町	比布町合併処理浄化槽維持管理協議会	法定協議会	合併処理浄化槽の普及を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
	美瑛町	美瑛町浄化槽保守管理協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	一般家庭における生活雑排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、合併浄化槽の設置普及を図るとともに、浄化槽の適正な保守管理を推進することを目的とする。
	浜頓別町	合併処理浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	家庭用合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の特質を把握し、浄化槽の正しい使用方法ならびに維持管理の啓蒙活動と水質浄化に取組み、地域の生活環境の向上を図ることを目的とする。
宮城県	仙台市	宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	宮城県下における合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理の徹底を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
福島県	南会津町	南会津町浄化槽協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の適正な設置、維持管理等を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする
栃木県	栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	法定協議会	浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与すること
群馬県	太田市	特定非営利活動法人太田CSセンター	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	市町村設置型浄化槽の維持管理全般 合併浄化槽の普及
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	法定協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行う
富山県	黒部市	黒部市合併処理浄化槽適正維持管理推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	維持管理の啓発
	入善町	新川地区浄化槽協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	・正しい知識の普及 ・施工及び維持管理の適正化
福井県	大野市	福井県浄化槽普及促進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の普及促進及びその設置、維持管理の適正化等を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。
	越前市	一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	合併処理浄化槽の設置から維持管理まで、各種事業者と行政が連携し、市内の合併処理浄化槽に関し総合的な役割を担う。
山梨県	山梨県	山梨県浄化槽適正処理促進協議会	法定協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取する
長野県	飯田市	飯田市浄化槽設置管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の適正な設置、維持管理等を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
	東御市	東御市浄化槽管理協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の知識向上、維持管理の適正な実施により生活環境の公衆衛生の向上に寄与する。
	立科町	立科浄化槽維持管理協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽に関する知識の向上をはかり、施工、管理を適正に実施して、立科町住民の生活、文化、福祉の向上に寄与することを目的とする。
	辰野町	辰野町浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	「浄化槽法」の趣旨に基づき、浄化槽の維持管理を適正に行い、生活の向上と環境浄化に寄与することを目的とする。

	箕輪町	箕輪町浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の維持管理を適正に実施し生活の向上と環境浄化に寄与することを目的とする。
	豊丘村	豊丘村排水処理管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	家庭用小型合併浄化槽の特徴を把握して、浄化槽の正しい使用法ならびに維持管理の啓発活動と水質浄化に取り組み、地域の生活環境を向上させることを目的とする。
	14市町村	飯伊浄化槽組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する
	高山村	高山村浄化槽衛生管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の設置の普及並びに適正な設計施工、維持管理の推進により公害防止及び公衆衛生に資するとともに生活環境の向上に寄与することを目的とする。
	佐久市	佐久市浄化槽協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置及び普及並びに適正な保守管理を推進することを目的とする。
	上田市	上田市浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の適正な維持管理を推進することにより、良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
長野県	6市町村	諏訪浄化槽衛生管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽法等の趣旨に基づき、浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、もって諏訪地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
	伊那市	伊那市浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の適正な維持管理等を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする
	駒ヶ根市	駒ヶ根市浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の維持管理を適正に実施し、生活の向上と環境浄化に寄与することを目的とする。
	中川村	中川村浄化槽維持管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	「浄化槽法」の趣旨に基づき、浄化槽の維持管理を適正に実施し、生活の向上と環境浄化に寄与することを目的とする。
	木曾6町村	木曾浄化槽衛生管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の衛生管理を行うことにより、木曾地区の衛生環境の改善及び福祉の増進を図ることを目的とする。
	16市町村	松本広域浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の普及並びに適正な維持管理を推進し、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図る。
	大町市	大町市浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の適正な維持管理の推進により公衆衛生の向上と生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。
	飯綱町	飯綱浄化槽維持管理協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の維持管理を適正に実施し、文化生活の向上と地域住民の環境保全に寄与することを目的とする。
	2市町	中高浄化槽管理組合	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の適正な維持管理の啓発活動を主として行うこととし、文化生活の向上と地域住民の福祉に寄与することを目的とする。
	岐阜県	大野町	大野町生活排水処理事業推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）
静岡県	富士市	富士市浄化槽連絡協議会	法定協議会	浄化槽関係者が抱える課題について共通認識を持ち、連携、協力などによる課題解決を目指すことにより、「市民負担の軽減を図り、浄化槽の整備促進及び持続的な適正維持管理を推進する」ことを目的とする。
	御殿場市	印野地区公設浄化槽整備推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	御殿場市が行う公設浄化槽整備事業への参加を推進することにより、事業の早期普及及び地域の河川水質の保全等に寄与することを目的とする。
		玉穂地区公設浄化槽整備促進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	御殿場市が推進する公設浄化槽整備事業に協力し、玉穂地区内の河川浄化を図るため、御殿場市生活排水処理基本計画において個別設置が適当と判断された地区の合併処理浄化槽の整備を促進することを目的とする。

愛知県	愛知県	愛知県浄化槽協議会	法定協議会	浄化槽の整備促進及び汚水の適正な処理の促進により公共用水域の水質の更なる改善を目指す。
	一宮市	一宮市浄化槽協議会	法定協議会	市内における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うことを目的とする。
滋賀県	滋賀県	滋賀県浄化槽適正処理促進協議会	法定協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うこと。
兵庫県	宍粟市	宍粟市浄化槽維持管理協議会	法定協議会	浄化槽設置者の維持管理負担の軽減及び適正な処理の促進
鳥取県	鳥取県	鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	法定協議会	浄化槽の整備及び適正な維持管理に関して必要な協議を行い、浄化槽を含む生活排水処理施設の適正な処理促進を図ることによって鳥取県の豊かな自然や水環境を守る。
岡山県	倉敷市	倉敷市 浄化槽連絡会議	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の設置及び維持管理にかかわる諸問題の解決を図り、より良い浄化槽施策の実現に資することを目的とする。
広島県	広島県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	法定協議会	広島県域における浄化槽による汚水の適正な処理の測人に関し必要な協議を行う。
	北広島町	北広島町大朝地区小型合併処理浄化槽設置整備事業推進協議会	法定協議会	生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全及び衛生環境の向上に寄与するため、小型合併処理浄化槽の設置及び整備並びに適正な保守管理を推進すること。
		北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会	法定協議会	生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全及び衛生環境の向上に寄与するため、各種生活排水対策事業の推進並びに適正な保守管理を期すること。
徳島県	徳島県	とくしま浄化槽連絡協議会	法定協議会	浄化槽行政担当者が、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に必要な施策構築のため、指定検査機関や関係団体等の関係者からの意見徴収や情報共有を行う
	美馬市 つるぎ町	みま水環境保全協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の適正な維持管理を確保するための組織として設立し、つるぎ町に営業所のある保守点検・清掃を実施する業者及び指定検査機関の連携を通じて保守点検、清掃、及び法廷検査の一括契約を推進することを目的とする。
	神山町	神山町きれいな水づくり推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	神山町における生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
	那賀町	那賀町浄化槽らくらく安心協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	合併浄化槽の「法定検査」、「保守点検」、「清掃」の維持管理が適正に実施される。
徳島県	牟岐町 美波町 海陽町	海部郡浄化槽一括契約協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	住民が安心して託せる浄化槽メンテナンスシステムの確立を図り、もって住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
愛媛県	松山市	松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	浄化槽の維持管理の推進及び合併処理浄化槽の普及拡大を図ることにより、生活排水の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
	砥部町	砥部町衛生事業推進協議会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	し尿・浄化槽の清掃、合併浄化槽の普及拡大及び公共下水道への接続を推進することにより、生活排水の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
福岡県	福岡県	福岡県浄化槽台帳協議会	法定協議会	法第49条に基づく浄化槽台帳の整備その他浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うことを目的とする
	田川市	田川市浄化槽技術向上協議会	法定協議会	浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること
	大木町	大木町合併処理浄化槽維持管理協会	非法定協議会（民間事業者による維持管理組織等）	合併処理浄化槽の維持管理に関し、設置者の負担軽減及び適正な使用方法による堀への排水対策の強化を目的とする。
熊本県	熊本市	熊本市浄化槽団体連絡協議会	法定協議会	浄化槽維持管理業者間の意思の疎通を図り、技術向上を促進する。

令和3年度浄化槽設置基数は753万基

11条検査受検率47.1%で向上が課題

環境省

環境省は3月4日、令和3年度における浄化槽設置基数は752万7615基（対前年度比9668基増）と発表した。内訳は単独処理浄化槽が356万9862基（同7万25基減）、合併処理浄化槽が395万7753基（同7万9693基増）。また浄化槽法に基づく法定検査の受検率は、使用開始後3～5カ月以内に行う7条検査が94.9%（同1.9ポイント減）と減少するも過去15年間90%以上をおおむね維持（平成24年のみ89.7%）、年1回行う11条検査は47.1%（同1.4ポイント増）で、合併処理浄化槽のみに限ると64.9%（同1ポイント増）だった。

浄化槽設置基数は、平成12年に生活排水が処理できない単独処理浄化槽（単独槽）の新設が禁止されてから、合併処理浄化槽（合併槽）の設置基数のみ伸びている。そのため設置基数に占める合併槽の割合は徐々に増加し、令和元年度は初めて合併槽の設置基数が単独槽を上回った。令和2年度時点において、設置基数に占める合併槽の割合は52.6%となっている。

ただし住宅の除却等に伴う単独槽の減少が著しく、浄化槽設置基数は減少傾向にある。設置基数が減少すれば業界が先細りになることが避けられず、単独処理浄化槽の合併転換、汚泥の利活用、脱炭素社会や人口減少社会への対応が喫緊の課題と考えられる。

浄化槽設置基数を都道府県別に見た場合（[次頁表参照](#)）、設置基数が最も多いのは千葉県で55万3503基（合併のみ26万2075基）で、次いで愛知県が54万1404基（同22万5811基）、静岡県が49万1125基（同20万2033基）、埼玉県が46万8912基（同24万2745基）、鹿児島県が31万2760基（同21万1599基）などとなっている。

また設置基数に占める合併槽の割合は、岩手県が最も高く93.1%（設置基数5万4948基）で、次いで長野県が85.2%（同7万3012基）、長崎県が82.6%（同6万4403基）と80%を上回っている。

新設基数は静岡県が7221基、愛知県が6984基、千葉県が6951基、埼玉県が6131基、鹿児島県が5774基、群馬県が4972基、茨城県が4719基と多い。

法定検査受検率は7条が94.9%、11条が47.1%

また浄化槽の適正な施工および維持管理を担保する法定検査受検率は、7条検査は神奈川県が65%、千葉県が78.2%と低いが、全体としては94.9%とおおむね受検されている状況が続いている。

一方、11条検査は非常に地域差が大きく、90%以上はわずか3県、反対に0～20%未満と著しく低い地域も5県存在する。全体としては47.1%で改善が急務だが、都道府県ごとに事情が異なり、さらに低い都道府県の中でも市町村、地域ごとに格差が存在するケースもあるため、浄化槽台帳の整備等を通じたきめ細やかな課題分析と受検指導が求められている。

都道府県別の受検率ランキングは、岐阜県が96.2%（合併のみ98.8%）、宮城県が91.4%（同99%）、岡山県が90.3%（同93.4%）、岩手県が89.5%（同90.5%）、長崎県が88.3%（同90.9%）でトップ5。反対に低いのは、沖縄県が8.6%（同20.6%）、大阪府が13.2%（同25.2%）、千葉県が13.5%（同25.6%）、神奈川県が16%（同31.2%）、山梨県が16.2%（同35.7%）だった。

令和3年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全数	単独処理 浄化槽	合併処理浄化槽		全数	高度処理型 割合		全数	合併処理 浄化槽のみ
			高度処理型 割合	高度処理型 割合					
北海道	75,290	18,192	57,098	31.2%	1,396	66.3%	98.8%	88.1%	95.9%
青森県	113,999	67,367	46,632	6.1%	1,269	0.0%	100.0%*	48.4%	80.4%
岩手県	59,042	4,094	54,948	35.9%	1,304	90.6%	94.3%	89.5%	90.5%
宮城県	77,445	21,924	55,521	27.9%	1,208	58.0%	100.0%	91.4%	99.0%
秋田県	69,862	26,581	43,281	32.6%	782	82.4%	100.0%*	64.2%	81.4%
山形県	65,992	32,086	33,906	26.4%	563	69.1%	87.5%	75.8%	86.7%
福島県	282,305	152,130	130,175	45.8%	3,334	87.8%	91.3%	33.1%	69.2%
茨城県	252,452	86,034	166,418	42.2%	4,719	99.2%	89.3%	46.0%	58.0%
栃木県	157,211	47,643	109,568	33.4%	2,168	97.6%	100.0%	74.6%	73.3%
群馬県	305,653	161,964	143,689	51.8%	4,972	99.4%	81.0%	79.2%	85.2%
埼玉県	468,912	226,167	242,745	29.0%	6,131	98.1%	100.0%	22.3%	36.8%
千葉県	553,503	291,428	262,075	38.4%	6,951	99.0%	78.2%	13.5%	25.6%
東京都	17,553	8,844	8,709	52.7%	175	98.3%	82.9%	27.9%	47.9%
神奈川県	137,890	94,714	43,176	23.7%	1,105	96.2%	65.0%	16.0%	31.2%
新潟県	184,914	126,213	58,701	30.8%	1,478	76.7%	93.2%	71.8%	81.1%
富山県	38,369	25,688	12,681	29.6%	201	96.0%	100.0%	39.5%	75.5%
石川県	50,539	27,382	23,157	33.3%	401	74.6%	100.0%	46.0%	65.3%
福井県	36,725	20,202	16,523	33.7%	225	95.1%	100.0%	57.2%	76.4%
山梨県	123,930	73,824	50,106	30.1%	1,402	98.5%	96.1%	16.2%	35.7%
長野県	85,659	12,647	73,012	10.3%	1,137	40.4%	82.3%	73.4%	80.9%
岐阜県	176,337	93,513	82,824	39.0%	1,622	99.6%	99.9%	96.2%	98.8%
静岡県	491,125	289,092	202,033	11.8%	7,221	23.3%	84.1%	30.3%	59.8%
愛知県	541,404	315,593	225,811	40.5%	6,984	69.1%	94.8%	26.2%	55.6%
三重県	224,506	99,414	125,092	33.1%	2,693	92.2%	99.8%	39.6%	56.0%
滋賀県	31,222	12,344	18,878	8.9%	182	35.2%	100.0%	47.4%	59.5%
京都府	34,717	11,644	23,073	18.7%	319	69.3%	100.0%*	52.9%	68.3%
大阪府	109,109	62,720	46,389	32.3%	911	95.0%	100.0%	13.2%	25.2%
兵庫県	80,224	35,105	45,119	22.0%	639	58.5%	100.0%*	65.9%	82.3%
奈良県	98,682	65,109	33,573	36.7%	781	98.6%	100.0%	20.4%	50.5%
和歌山県	206,755	98,504	108,251	24.0%	2,909	69.5%	100.0%*	39.8%	62.2%
鳥取県	25,152	13,135	12,017	29.3%	340	92.4%	100.0%	55.7%	72.0%
島根県	70,048	31,166	38,882	33.3%	936	98.6%	100.0%	75.9%	89.6%
岡山県	169,552	56,325	113,227	29.9%	2,370	82.9%	100.0%	90.3%	93.4%
広島県	173,178	69,190	103,988	29.7%	2,991	64.4%	100.0%	71.3%	79.5%
山口県	122,582	51,604	70,978	26.8%	1,584	65.4%	89.1%	57.0%	64.1%
徳島県	201,647	124,081	77,566	39.6%	2,573	27.7%	100.0%	61.4%	70.8%
香川県	176,243	81,759	94,484	44.9%	3,221	99.1%	100.0%	55.0%	64.7%
愛媛県	174,465	87,015	87,450	42.9%	2,129	99.1%	100.0%	38.0%	74.1%
高知県	102,586	40,026	62,560	41.8%	1,699	88.9%	96.0%	57.6%	70.2%
福岡県	179,662	40,218	139,444	19.8%	3,990	49.7%	100.0%	73.9%	82.8%
佐賀県	57,662	16,910	40,752	46.5%	1,243	95.3%	100.0%	80.5%	90.8%
長崎県	77,945	13,542	64,403	49.5%	1,807	98.6%	88.1%	88.3%	90.9%
熊本県	144,509	52,466	92,043	45.1%	2,372	97.0%	94.4%	66.8%	78.0%
大分県	152,993	65,937	87,056	34.3%	2,993	52.2%	100.0%	45.5%	73.2%
宮崎県	141,537	60,911	80,626	50.7%	2,397	61.7%	98.8%	57.1%	70.1%
鹿児島県	312,760	101,161	211,599	38.0%	5,774	99.2%	100.0%	52.5%	53.6%
沖縄県	93,768	56,254	37,514	39.5%	1,860	96.5%	100.0%	8.6%	20.6%
合計	7,527,615	3,569,862	3,957,753	34.0%	105,461	78.5%	94.9%	47.1%	64.9%

注) *は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

鳥取市で令和4年度浄化槽トップセミナー

平井県知事や石破茂議員など来賓多数

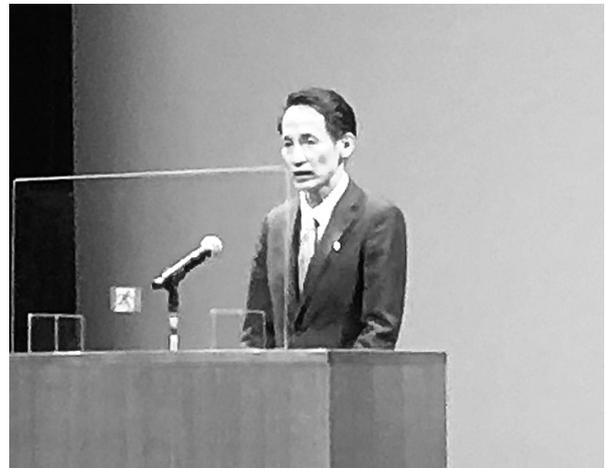
環境省

環境省は1月20日、鳥取市のとりぎん文化会館で令和4年度浄化槽トップセミナーを開催した。同セミナーは地方公共団体の政策決定に携わるトップを対象に浄化槽の特徴をアピールし、浄化槽の整備促進と適正な普及を促すためのもの。会場には県内外から多数の市町村長、議会議員、行政担当者、さらに鳥取県の平井伸治県知事、鳥取市の深澤義彦市長、地元選出の石破茂衆議院議員らが来賓として出席した。

冒頭で環境省環境再生・資源循環局の土居健太郎局長は、主催者を代表し「浄化槽は設置までの期間が短く、非常にコンパクトであるなど優れた特性を持っており、全国で水環境の保全という役割を果たしている。一方で、この機能を維持するには定期的な維持管理が必要であり、関係者の連携によって社会システムとして維持していくことが非常に重要。また浄化槽は災害に強い特徴を持っており、浄化槽台帳の整備、法定協議会の設置など行っていたきながら、避難所等への設置についても検討いただけたら」と挨拶した。

また来賓挨拶で平井知事は「本日は講演を通じてさまざまな知見の共有をさせていただく。鳥取県の環境問題、生活の質の向上、災害対策等の道筋について皆様と議論し、解決につながることを期待したい。本県では浄化槽台帳の整備、協議会の設置が進んできているが、浄化槽の法定検査が不十分との指摘もあり、浄化槽の重要性を十分に周知していくことが必要と考える」とセミナーの成果に期待を述べた。

また石破茂衆議院議員は、脱炭素に資する浄化槽汚泥の炭化技術、浄化槽システムの海



挨拶する土居局長

外展開などに期待を述べつつ、「我が国はシェルターが不足している。整備率は0.02%で、恐らく先進国で最下位。災害時のトイレ問題に照らしても、シェルターで浄化槽をどう活用していくか研究する必要があると考えている。皆様のお知恵をこれからお願いするとともに、本日のセミナーが有意義なものとなるようご期待申し上げる」と挨拶した。

この後は環境省浄化槽推進室の沼田正樹室長が「これからの浄化槽」、常葉大学の小川浩名誉教授が「社会情勢の変化とこれからの汚水処理事業」、兵庫県佐用町の庵途典章町長が「中山間地での生活排水処理の取り組み、合併処理浄化槽の活用と公的管理」、東洋大学工学部都市環境デザイン学科の山崎宏史教授が「浄化槽の特長を活かした避難所トイレシステム」についてそれぞれ講演した。

この中で沼田室長は、令和8年度に期限を迎える汚水処理施設未普及解消に向けた取り組みと、単独処理浄化槽の合併転換、公共浄化槽事業の重要性、脱炭素への取り組み、現行の予算制度などについて説明した。



会場の様子

小川教授は、人口減少を踏まえた下水道事業の危機的な経営状況に触れつつ、実際の水質改善事例を示しながら浄化槽を選択するメリットについて説明した。

佐用町の公設浄化槽 事業を解説

庵邊町長は、佐用町の紹介をしつつ、1991年に取り組みを開始した汚水処理施設の普及目標を取り上げ、建設コスト、水質保全、人口減少への対応、統一サービスの提供という観点から実施した公設浄化槽事業について説明した。浄化槽は安価、工期の短さ、人口減少への対応の柔軟さ、災害への強さ、水質保全効果といった点で優れており、庵邊町長は「中山間地域においては“人口”という数値に過度にとらわれてはいけない。“くらしで幸せ”と感じられるまちづくりを進めるために上下水道は重要な位置づけであり、そのためにサービスの向上、経費削減による持続性のある行政運営に努める必要がある」とまとめた。

山崎教授は、過去の災害における避難所トイレの実情と課題を説明し、避難所仕様のトイレ浄化槽システムについて提案した。必要とされるトイレ個数や浄化槽の機能、さらには災害時の避難状況把握システムの構築、汚泥処理、下水道との連携についても言及した。

次期廃棄物処理施設整備計画案示す

中・大型浄化槽 1.8万基交換など目標

環境省

環境省は4月11日、次期廃棄物処理施設整備計画案を公表し、浄化槽については現行計画と同じく「浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率」「先進的省エネ型浄化槽導入基数」の2項目を指標として挙げた。目標値は前者が2027年度72.5%（2020年度58%）、後者が家庭用75万基（同33万基）、中・大型浄化槽が2万7000基（同9000基）となっている。

計画では汚水処理施設の概成に向けて浄化槽の整備を進めていくこととし、特定既存単独処理浄化槽の合併転換に関する措置、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽事業、浄化槽台帳の整備、協議会の設置などを推進するとしている。

具体的に、浄化槽台帳は維持管理情報の把握を盛り込み、同情報に基づいて適正な維持管理

の指導等を進める。

公共浄化槽は計画的な整備と適正な維持管理を図る観点から推進し、PFI等の民間活用も積極的に導入を進める。

いまだ364万基残存する単独処理浄化槽は、公衆衛生上問題のある特定既存単独処理浄化槽の合併転換と合わせて進め、公共が所有する単独処理浄化槽も率先して合併転換を図る必要があるとした。

また地球温暖化対策、国土強靱化の面では、先進的な省エネルギー性能を有する家庭用浄化槽の導入、エネルギー効率の低い既存の中・大型浄化槽の交換等を進めるとともに、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保や太陽光発電等による自立・分散型エネルギーの確保を行う。

廃棄物処理施設整備計画（案）（抜粋）

し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。

- ・ 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 58%（2020年度実績） → 72.5%（2027年度）
（補助指標：浄化槽台帳により維持管理情報（保守点検・清掃・法定検査）を把握している都道府県数）
- ・ 先進的省エネ型浄化槽導入基数 家庭用33万基、中・大型9千基（2020年度実績）
→ 家庭用75万基、中・大型27千基（2027年度）
（補助指標：浄化槽の省エネルギー化によるCO₂排出削減量 ※5）

※5：地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、「浄化槽の省エネルギー化」により、2030年度に2013年度の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を26%削減した浄化槽の累積基数を93万基、中・大型浄化槽の省エネ化の累積基数を3.4万基とすることを目標としており、その際のCO₂の排出削減見込量は12.3万トンCO₂である。

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 「水環境保全助成事業」

2023年度 募集要項

「水環境保全助成事業」は、水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体及び個人の事業活動に対して、下記の助成を行います。

1. 事業の目的

この事業は水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体及び個人を対象に、活動資金の一部を助成することを通じて、活動が活性化し、また、活動の輪が拡大し、継続していくことを目的とします。

2. 助成の対象となる事業

助成の対象は、日本国内における自発的で継続的な浄化槽の普及啓発や、地域における水環境保全などの活動（業として行う活動は除く）で、次のような形態の活動が考えられますが、これはあくまで例示です。

※継続事業でも、前年度事業と内容が重複するものについては、条件が付与される可能性があります。

- (1) 浄化槽の一般市民向け、全国及び都道府県並びに市町村規模の普及啓発活動
(環境講座・教室等の開催、ビデオの作成、パンフレットの作成、教育教材の作成、啓発用ブース等設営)
 - ・ 一般市民を対象とし、啓発効果が十分期待出来、広報資料・図書等の配布方法が適切であること。
- (2) 水環境保全の実践活動（観察会、環境修復等）
 - ・ 一般市民の協力・参加が得られ、効果が十分期待出来ること。
- (3) 水環境調査活動（水生生物の調査、水質等の調査分析、環境情報の収集・提供等）
 - ・ 学生・生徒や一般市民の参加が得られ、啓発に資する内容であること。

3. 助成申請者の要件

日本国内において、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動を行う営利を目的としない団体及び個人とします。

(ただし、一般社団法人全国浄化槽団体連合会会員団体は申請不可。)

- ・ 団体は、主として一般市民から構成されていること。

4. 助成金額

1 活動（同一年度内 1 申請者 1 活動に限る）あたりの助成金額は、事業総額に対しての補助率を原則 1/2 以下とし 20 万円を上限とします。なお、当該活動の事業費総額が 20 万円に満たない場合は活動費総額の 1/2 を上限とします。当助成事業の総額は 1 年あたり 300 万円までとします。

5. 助成金の使途

助成金の使途は、活動に直接必要な次の経費であって、常勤的職員の人件費・飲食費及び事務所維持・管理のための経費は含みません。

- [1] 謝金 [2] 旅費 [3] 印刷製本費 [4] 通信運搬費 [5] 借料・損料
- [6] 消耗品費・材料費 [7] 賃金 [8] 事務管理費

なお、[3] [5] [6] に該当するもので5万円以上のものについては、申請時に見積書の提出が必要です。

6. 助成対象活動の期間

助成対象となる活動は、4月1日から、翌年3月31日までの期間に実施される活動とします。

- ※ ただし、交付決定前に実施された活動であっても、審査委員会で承認されない場合には助成対象外となりますので、念のため申し添えます。

7. 助成金の申請・交付決定日

毎年の助成金の募集・申請は4月1日～6月30日とします。交付決定は6月30日以降1ヶ月以内とします。

- ※ 上記の期日は、予定であり諸事情により変更することがあります。
- ※ 申請書の提出は、募集期間最終日の消印有効です。

8. 助成対象者の義務

- (1) 助成対象者は、一般社団法人 全国浄化槽団体連合会と助成に関する契約を締結し、これに基づき助成活動の終了後に、当該活動の経過・結果及び会計についての報告書及び成果物を提出して下さい。

- ※ 報告書には、申請時に提出していただいた実施計画がどのように実行されたか、当該活動の実施日時及び参加人数等の詳細も記載して下さい。

- (2) 会計報告には、領収書（コピー可）を添付して下さい。
- (3) 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会から助成を受けた旨を、当該活動（講習会等の会場、印刷物、報告書等）において明示して下さい。
- (4) 当該活動の結果については、当連合会ホームページ等において公開しますので、ご承知おき下さい。

9. 助成対象者の決定

助成対象者の決定は、水環境保全助成事業審査委員会において、書類審査により決定します。なお、助成額については、申請額・活動内容等を勘案して決定します。

10. 助成対象者選考結果の発表

助成対象者の選考結果は、申請者に文書により通知します。

なお、選考に関わる問い合わせには、事前・事後に関わらず一切応じることは出来ません。

助成事業申請のフォームは全浄連ホームページに掲載しています。

<http://www.zenjohren.or.jp/mizukankyohozen.htm>

令和5年「浄化槽設備士試験」実施案内

浄化槽設備士試験は、公益財団法人日本環境整備教育センター(以下「教育センター」)が、浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)第43条第4項の規定に基づき、下記により実施します。

公益財団法人 日本環境整備教育センター

1. 試験日時 令和5年7月9日(日) 12時30分～17時10分
2. 試験地 宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県
3. 受験資格 (次のA、B、C のいずれかに該当する者)

A 学歴と必要な実務経験年数 (令和5年3月31日現在で計算)

学 歴	浄化槽工事に必要な実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業 専門学校卒業で「高度専門士」と称する者	卒業後1年以上	卒業後1年6ヵ月以上
短期大学卒業 高等専門学校(5年制)卒業 専門職大学前期課程修了者 専門学校卒業で「専門士」と称する者	卒業後2年以上	卒業後3年以上
高等学校卒業 専門学校卒業(「高度専門士」、「専門士」以外)	卒業後3年以上	卒業後4年6ヵ月以上
その他の者(学歴を問わず)	8年以上	

- (注) 1 「実務経験」とは、「浄化槽設置工事又はその構造若しくは規模の変更工事」における現場での施工経験をいい、浄化槽の販売、設計、保守点検、清掃並びに指導、教育、研究等の業務は入りません。
 2 「指定学科」とは、省令で定めている学科(土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学または建築学)およびそれに準ずると認められる学科をいいます。なお、申請時に受験資格に直接関係のある最終学歴の卒業証明書を提出していただきます。
 3 学歴、指定学科、実務経験については、教育センターホームページをご参照いただくか、教育センター国家試験担当にお問い合わせ下さい。

B 建設業法による1級または2級管工事施工管理技術検定に合格した者

※ 技術検定に合格した者とは、第二次検定合格者(管工事施工管理技士)を指し、第一次検定合格者(管工事施工管理技士補)は含まれません。

C 職業能力開発促進法(旧職業訓練法)による技能検定のうち検定職種を1級または2級配管(建築配管作業)とするものに合格した者

ただし、平成16年度以降に2級配管(建築配管作業)に合格した者にあつては、同種目に関し4年以上の実務経験を有する者

※ 改正前の職業訓練法施行令による「空気調和設備配管」、「給排水衛生設備配管」または「配管工」を含む

4. 受験手数料 31,700円(消費税 非課税)

5. 受験申請書 令和5年4月3日(月)～5月22日(月) ※ 受付期間以外の申請は受け付けません。

受付期間

- ・ 申請は簡易書留で郵送して下さい。5月22日(月)の消印まで有効です。
- ・ 持参する場合は、受付期間中(土曜・日曜・祝日を除く)の、午前10時～午後4時に受け付けます。

6. 受験申請書の頒布

受験申請書は、令和5年4月3日から公益財団法人日本環境整備教育センターにおいて頒布いたします。

- ・ 受験申請書1部 300円(郵送希望の場合は送料込1部 440円)です。入手方法等については、ホームページまたは教育センター国家試験担当までお問い合わせ下さい。
- ※ 郵便事情、各証明書の準備等により受付期間内に申請が間に合わない場合もあります。余裕をもって申請書は早めに入手して下さい。

7. 受験申請書受付機関・試験に関する問い合わせ先

公益財団法人日本環境整備教育センター 国家試験 担当
 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3
 TEL 03-3635-4881 ホームページ <https://www.jeces.or.jp/>

令和5年度 浄化槽管理士講習・浄化槽設備士講習 および各種講習会のご案内

公益財団法人 日本環境整備教育センター

令和5年度実施の各種講習会の開催についてお知らせいたします。
講習会の受講を希望される方は、各受付機関までご連絡ください。
また、当教育センターホームページでも詳しくご覧になれます。

1. 浄化槽管理士講習

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
北海道	令和5年 12/14 (木) ~ 12/26 (火)	令和5年 10/30 (月) ~ 11/10 (金)	公益社団法人北海道浄化槽協会 〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条7-7-10 Tel. 011-823-4755	協同組合札幌総合卸センター(デ・アウネさっぽろ) Tel. 011-721-1101
宮城県	令和5年 6/26 (月) ~ 7/8 (土)	令和5年 5/15 (月) ~ 5/26 (金)	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-15 Tel. 022-783-8070	ホテルクレセント Tel. 022-397-3111
茨城県	令和5年 9/18 (月) ~ 9/30 (土)	令和5年 8/7 (月) ~ 8/18 (金)	公益社団法人茨城県水質保全協会 〒310-0845 水戸市吉沢町650-1 Tel. 029-291-4000	ザ・ヒロサワ・シティ会館 Tel. 029-241-1166
千葉県	令和6年 1/29 (月) ~ 2/10 (土)	令和5年 12/11 (月) ~ 12/22 (金)	一般社団法人千葉県環境保全センター 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 Tel. 043-245-4222	一般社団法人千葉県浄化槽協会 Tel. 043-246-2355
東京都	令和5年 5/22 (月) ~ 6/3 (土)	令和5年 4/10 (月) ~ 4/21 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター Tel. 03-3635-4882
	令和5年 7/10 (月) ~ 7/22 (土)	令和5年 5/29 (月) ~ 6/9 (金)		
	令和6年 2/26 (月) ~ 3/9 (土)	令和6年 1/15 (月) ~ 1/26 (金)	一般社団法人東京都水環境システム協会 〒135-0052 江東区潮見1-23-5 Tel. 03-6458-4614	
	令和5年 9/25 (月) ~ 10/7 (土)	令和5年 8/14 (月) ~ 8/25 (金)		
愛知県	令和5年 11/6 (月) ~ 11/18 (土)	令和5年 9/25 (月) ~ 10/6 (金)	一般社団法人愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 Tel. 052-481-7200	フジコミュニティセンター Tel. 052-481-5541
大阪府	令和5年 8/21 (月) ~ 9/2 (土)	令和5年 7/10 (月) ~ 7/21 (金)	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 Tel. 072-256-1056	P.L.P会館 Tel. 06-6351-5860
	令和5年 12/4 (月) ~ 12/16 (土)	令和5年 10/23 (月) ~ 11/3 (金)		
徳島県	令和5年 6/12 (月) ~ 6/24 (土)	令和5年 5/1 (月) ~ 5/12 (金)	公益社団法人徳島県環境技術センター 〒770-8001 徳島市津田海岸町2-33 Tel. 088-636-1234	徳島県労働福祉会館 別館 Tel. 088-625-5111
福岡県	令和5年 6/26 (月) ~ 7/8 (土)	令和5年 5/15 (月) ~ 5/26 (金)	一般財団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 Tel. 092-947-1800	福岡生活衛生食品会館 Tel. 092-651-5553
	令和5年 9/4 (月) ~ 9/16 (土)	令和5年 7/24 (月) ~ 8/4 (金)		
	令和6年 3/4 (月) ~ 3/16 (土)	令和6年 1/22 (月) ~ 2/2 (金)		
鹿児島県	令和5年 11/6 (月) ~ 11/18 (土)	令和5年 9/25 (月) ~ 10/6 (金)	公益財団法人鹿児島県環境保全協会 〒890-0073 鹿児島市宇宿2-9-9 Tel. 099-296-9002	公益財団法人鹿児島県環境保全協会 研修室 Tel. 099-296-9002

※受講資格・・・学歴、実務経験等の資格の要件はありません。

受講料・・・153,400円(浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除選択の方は、142,100円)

申請書・・・一部300円、各講習地の受付機関より入手してください。

2. 浄化槽設備士講習

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
東京都	令和5年 6/5 (月) ~ 6/9 (金)	令和5年 4/24 (月) ~ 5/5 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター Tel. 03-3635-4882
大阪府	令和5年 7/24 (月) ~ 7/28 (金)	令和5年 6/12 (月) ~ 6/23 (金)	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 Tel. 072-256-1056	エル・おおさか Tel. 06-6942-0001
香川県	令和5年 11/27 (月) ~ 12/1 (金)	令和5年 10/16 (月) ~ 10/27 (金)	公益社団法人香川県浄化槽協会 〒761-8012 高松市香西本町1-106 Tel. 087-881-6600	サンメッセ香川 Tel. 087-869-3333
愛媛県	令和5年 8/28 (月) ~ 9/1 (金)	令和5年 7/17 (月) ~ 7/28 (金)	公益社団法人愛媛県浄化槽協会 〒790-0063 松山市辻町2-31 Tel. 089-925-2661	松山市総合コミュニティセンター 大会議室 Tel. 089-921-8222
福岡県	令和5年 11/27 (月) ~ 12/1 (金)	令和5年 10/16 (月) ~ 10/27 (金)	一般社団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 Tel. 092-947-1800	福岡県自治会館 Tel. 092-651-4284

※受講資格・・・1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者。
 受講料・・・133,100円(浄化槽管理士資格取得者で受講一部免除選択の方は、125,400円)
 申請書・・・一部300円、各講習地の受付機関より入手してください。

3. 浄化槽技術管理者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
宮城県	令和5年 12/6 (水) ~ 12/8 (金)	令和5年 10/23 (月) ~ 11/3 (金)	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-15 Tel. 022-783-8070	ホテルクレセント Tel. 022-397-3111
茨城県	令和5年 10/31 (火) ~ 11/2 (木)	令和5年 9/18 (月) ~ 9/29 (金)	公益社団法人茨城県水質保全協会 〒310-0845 水戸市吉沢町650-1 Tel. 029-291-4000	ザ・ヒロサワ・シティ会館 Tel. 029-241-1166
東京都	令和5年 8/23 (水) ~ 8/25 (金) 令和5年 10/25 (水) ~ 10/27 (金)	令和5年 7/10 (月) ~ 7/21 (金) 令和5年 9/18 (月) ~ 9/29 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター Tel. 03-3635-4882
愛知県	令和5年 8/1 (火) ~ 8/3 (木)	令和5年 6/19 (月) ~ 6/30 (金)	一般社団法人愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 Tel. 052-481-7200	中産連ビル Tel. 052-931-9431
大阪府	令和5年 11/7 (火) ~ 11/9 (木)	令和5年 9/25 (月) ~ 10/6 (金)	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 Tel. 072-256-1056	P L P 会館 Tel. 06-6351-5860
徳島県	令和5年 12/13 (水) ~ 12/15 (金)	令和5年 10/30 (月) ~ 11/10 (金)	公益社団法人徳島県環境技術センター 〒770-8001 徳島市津田海岸町2-33 Tel. 088-636-1234	徳島県労働福祉会館 別館 Tel. 088-625-5111
福岡県	令和6年 1/24 (水) ~ 1/26 (金)	令和5年 12/4 (月) ~ 12/15 (金)	一般社団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 Tel. 092-947-1800	福岡生活衛生食品会館 Tel. 092-651-5553
鹿児島県	令和5年 6/7 (水) ~ 6/9 (金)	令和5年 4/24 (月) ~ 5/5 (金)	公益財団法人鹿児島県環境保全協会 〒890-0073 鹿児島市宇宿2-9-9 Tel. 099-296-9002	公益財団法人鹿児島県環境保全協会 研修室 Tel. 099-296-9002

※受講資格・・・浄化槽管理士の資格を有していること。
 受講料・・・56,400円
 申請書・・・無料、各講習地の受付機関より入手してください。

4. 浄化槽検査員講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
東京都	令和5年 9/13 (水) ~ 9/19 (火) 令和6年 1/9 (火) ~ 1/15 (月)	令和5年 7/31 (月) ~ 8/11 (金) 令和5年 11/27 (月) ~ 12/8 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター Tel. 03-3635-4882

※受講資格
 ア. 浄化槽管理士
 イ. 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)または旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者。
 ウ. 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)または旧大学令に基づく大学を卒業した後、2年以上浄化槽に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。
 エ. 学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上浄化槽に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。
 受講料
 (1)上記「受講資格」に掲げるアに該当する者(初日、2日目免除により3日目から受講)は、94,800円
 (2)上記「受講資格」に掲げるアに該当する者で初日から受講を希望する者とい、ウ及びエに該当する者は、119,300円
 申請書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

5. 浄化槽清掃技術者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
東京都	令和6年 1/16 (火) ~ 1/24 (水)	令和5年 10/18 (水) ~ 10/25 (水)	一般社団法人日本環境保全協会 〒102-0073 千代田区九段北1-10-9 九段VIGASビル TEL03-3264-7935 全国環境整備事業協同組合連合会 〒105-0004 港区新橋4-31-7 中村ビル4階 TEL03-6453-0607 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 〒101-0041 千代田区神田須田町1-24 神田AKビル5階B TEL03-5207-5795	公益財団法人日本環境整備教育センター TEL 03-3635-4882

※受講資格・・・浄化槽の清掃実務経験年数が、現在（申請時）から過去2年以上であること。

受講料・・・104,200円

申請書・・・無料、各受付機関より入手してください。

6. 浄化槽清掃実務者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定	調整中	調整中	調整中	調整中

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受講料・・・21,600円

申請書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

7. コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会

開催地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定	調整中	調整中	調整中	調整中

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受講料・・・10,800円

申請書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

8. コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会Ⅱ

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定	調整中	調整中	調整中	調整中

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受講料・・・17,400円

申請書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

9. モアコンパクト型浄化槽に関する講習会Ⅰ

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定	調整中	調整中	調整中	調整中

※受講資格・・・浄化槽関係技術者

受講料・・・10,000円

申請書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

10. 小型合併処理浄化槽保守点検・清掃の記録票に関する講習会～デジタル化記録票の活用～

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定	調整中	調整中	調整中	調整中

※受講資格・・・浄化槽関係技術者

受講料・・・5,000円

申請書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

全浄連・会務報告

月 日	摘 要	会 場・訪 問 先
1月26日	2022年「第3回 政策会議」	ホテルグランドヒル市ヶ谷
2月21日	2022年「第3回 正副会長会」(Web 会議)	全浄連会議室
2月21日	2022年「第4回 事業委員会」(Web 会議)	全浄連会議室
2月27日 ～28日	「令和4年度事務局長会議」	ホテルグランドヒル市ヶ谷
3月13日	2022年「第4回 正副会長会」(対面、Web 併用)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
3月16日	2022年「第2回 保守・清掃委員会」(Web 会議)	全浄連会議室
3月23日	2022年「第45回 理事会」(対面、Web 併用)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
3月28日	2022年「第4回 政策会議」(Web 会議)	全浄連会議室
4月11日	2023年「第1回 製造・施工委員会」	ホテルグランドヒル市ヶ谷
4月27日	2023年「第1回 評議員会」(対面、Web 併用)	ホテルグランドヒル市ヶ谷

全浄連関係機関・団体との会議等報告

月 日	摘 要	会 場
1月18日	全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会「新春懇談会」	海運クラブ
1月20日	令和4年度浄化槽トップセミナー鳥取	とりぎん文化会館
1月28日	「令和4年度新春講演会」	日本廃棄物団体連合会

丈夫な

DO計・MLSS計・pH計 といえば

飯島電子工業

完全防水

耐衝撃

pH/ORPメーター

型式: IP-140T

本体2年保証

計量法型式承認番号取得

メモリー機能

「まきとりーる」標準付属

MLSS計

ユーザー登録で

本体2年保証

【上位モデル】IM-100P

【廉価モデル】
IM-80P/50Pもラインナップ!

ケーブルの
収納に大活躍! 「まきとりーる」

プレゼントキャンペーン中!

DOメーター

本体2年保証

センサー1年保証

型式: ID-160T

メモリー機能

「まきとりーる」標準付属

テスト器貸出無料

お問い合わせ

TEL: 0120-67-2827 メール: eigyou@iijima-e.co.jp

営業部 〒443-0011 愛知県蒲郡市豊岡町石田 1-1

https://www.iijima-e.co.jp/



All for Lives.

TOHIN

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

TOHINグループは、SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、事業を通じて社会の課題解決に取り組んでいます。

TX TURBO BLOWER

空気軸受式単段ばっ気ブロワ



高効率で静粛性、耐久性の高い
ロータリーブロワ



省エネルギー・省メンテナンス
下水処理や産業排水処理にかかるコスト・CO2を大幅に削減



遠隔操作などのIoTにも対応可能な
制御盤・ブロワボックス



個体・粉体・液体・連続吸引など
様々な用途に対応できる各種クリーナー

製造元 東浜工業株式会社

総販売元 東浜商事株式会社

〈ISO9001 認証取得〉

久喜工場
清久工場
東京本社
札幌営業所
名古屋営業所
大阪営業所
福岡営業所

〒346-0028 埼玉県久喜市河原井町13番地
〒346-0035 埼玉県久喜市清久町6-3
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-20-7
〒003-0011 札幌市白石区中央1条5丁目11-16
〒454-0976 名古屋市白区中川区服部2-1204
〒564-0051 吹田市豊津町17-35
〒812-0893 福岡市博多区那珂1-29-23

TEL 0480-22-7945(代) FAX 0480-22-7949
TEL 0480-23-2600(代) FAX 0480-23-3949
TEL 03-3230-3426 FAX 03-3230-3420
TEL 011-821-6312(代) FAX 011-842-2619
TEL 052-432-5485(代) FAX 052-432-5513
TEL 06-6380-1031 FAX 06-6380-1039
TEL 092-441-1424 FAX 092-431-4817

URL <https://www.tohin.co.jp/>

ShinMaywa 浄化槽(小型・中型)専用放流ポンプ

VISION WITH INSIGHT

新製品

いいことずくめの

e-NORUS

CRB321ES

e-ノラスは電極センサと独自の運転制御の組み合わせで脱フロートスイッチを実現した、すぐれものです。

特許取得済 特許第5810022号



- ✓ 業界初! 同じポンプで自動交互・同時運転!
- ✓ 設置スペースをよりスマートに!
- ✓ 50Hz/60Hz ヘルツフリー! 製品在庫が削減できます!
- ✓ フロート式に比べ更に軽量化! (5.4kg → 4.5kg)
- ✓ ケーブル膨潤抑制! 耐塩素ケーブルを標準装備!

新明和工業株式会社

新明和 検索 <http://www.shinmaywa.co.jp>

流体事業部

営業本部 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-9845

流体営業部

(機器担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-6411

(システム担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-5475

北海道支店 ☎(011)641-0881 関西支店 ☎(06)4807-5520

東北支店 ☎(022)237-7551 中国支店 ☎(082)282-7176

関東支店 ☎(048)653-6771 九州支店 ☎(092)411-5461

中部支店 ☎(052)231-2201

◎役所
◎民間

販売店募集

しています。是非お電話ください。

浄化槽用塩素剤について

◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。

特徴

現在の製品は非常に良くなっています。

- 〈1〉今お使いになっている品と同じ有機系塩素剤です。 〈3〉即納体制で翌日配達します。
 〈2〉従来品の2~3倍長持ちします。(当社比) 〈4〉メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

品名

有機塩素系トリクロロイソシアヌール

- | | |
|--|---|
| ① ゴールドSS900 (99%) ST錠 単独用 15kg
包装状態: 50g × 6錠 × 50本 | ④ ゴールドSS900 (99%) 15g錠 単独用 15kg
包装状態: 15g × 20錠 × 50本 |
| ② ゴールドSS900 (99%) 30g錠 合併用 15kg
包装状態: 30g × 5kg × 3袋 | ⑤ ゴールドSS900 (99%) 100g錠 小型合併用 15kg
包装状態: 100g × 5錠 × 30本 |
| ③ ゴールドSS900 (99%) 30g錠 単独用 15kg
包装状態: 30g × 10錠 × 50本 | ⑥ ゴールドSS900 (99%) 150g錠 合併用 15kg
包装状態: 150g × 5錠 × 20本 |
| | ⑦ ゴールドSS900 (99%) 15錠 合併用 15kg
包装状態: 15g × 1.5kg × 10袋 |

得意取扱品 = 水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、(フロウ、水中ポンプ)、フロート、散気管換気装置、合併取替装置、(ルーツブロウ、水中ブロウ)、スクリーン、浄化機能促進剤、(高圧洗浄機) 配水管清掃機器、DO、(PH)、MLSS計、(採水器)、水質検査器、(風量計)、消泡剤、殺虫プレート、(透視時計)

株式会社サンケン中部環境研究所

〒443-0104 愛知県蒲郡市形原町三浦17-9

TEL(0533)57-2026/FAX(0533)57-1585

日本環境整備事業 西日本

TEL(06)6314-3712/FAX(06)6363-0756

東京環境整備事業 東日本

TEL(03)3370-6644/FAX(03)3370-4646



TSURUMI PUMP

二酸化炭素排出抑制事業費等補助金

浄化槽システムの脱炭素化推進事業

対象条件：30人槽以上の既設合併処理浄化槽の省CO2型の高度化設備の導入・改修等



PU・PRA型
水中ポンプ



RSH型
フロワ



KE型
スクリーン



JD・MDQ型
汚泥脱水機



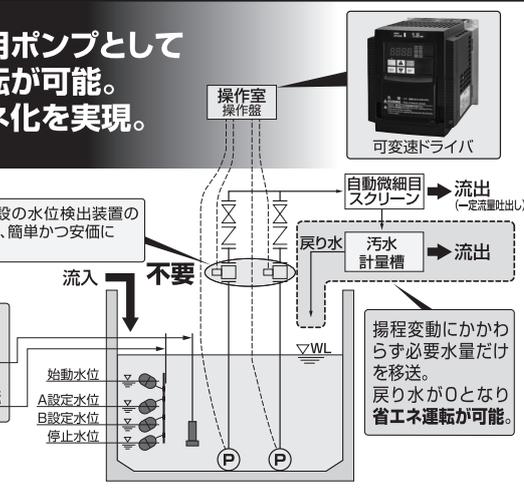
温室効果ガス排出削減に貢献します。

流量調整槽用ポンプとして
一定流量運転が可能。
更なる省エネ化を実現。

電磁流量計が不要。既設の水位検出装置の
流用もしくは増設により、簡単かつ安価に
実現が可能。

選べる2つのタイプ

- ①水位計による連続式一定流量運転
- ②フロートスイッチによる段階式簡易一定流量運転



定流量ポンプシステム

株式会社 鶴見製作所

大阪本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40 TEL.(06)6911-2351 FAX.(06)6911-1800
東京本社：〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL.(03)3833-9765 FAX.(03)3835-8429

北海道支店：TEL.(011)787-8385 東京支店：TEL.(03)3833-0331 北陸支店：TEL.(076)268-2761 近畿支店：TEL.(06)6911-2311 四国支店：TEL.(087)815-3535
東北支店：TEL.(022)284-4107 北関東支店：TEL.(028)613-1520 中部支店：TEL.(052)481-8181 中国支店：TEL.(082)923-5171 九州支店：TEL.(092)452-5001

www.tsurumipump.co.jp



